

中国における未成年者保護法の改正

鎌田 文彦

【目次】

- I 未成年者保護法の改正
- II 改正の背景
- III 改正法の内容
- IV 改正法の意義

翻訳：中華人民共和国未成年者保護法

I 未成年者保護法の改正

2006年12月29日、中国の第10期全国人民代表大会常務委員会第25回会議で、「未成年者保護法」(原語は「未成年者保護法」)が改正された。改正された未成年者保護法(以下「改正法」という。)は、2007年6月1日から施行される。^(注1)

未成年者保護法は、もともと、1991年9月に制定された法律である。改革開放政策の進展にともない、社会全体の自由化が進む中で、未成年者の権利を侵害する行為の増加、未成年者による犯罪の多発などが社会問題となったことを背景として、同法が制定された。^(注2)

制定後十数年を経過して、中国の社会状況は、更に大きな変貌を遂げた。未成年者をめぐる社会環境の変化に対応すべく、2004年に未成年者保護法の見直し作業が始まり、今回の改正法の採択に至った。

改正法は、すべての未成年者が、教育を受ける権利を有することを強調し、平等な保護を与えるべきことを定めている。また、インターネット中毒の蔓延など、新たに出現した社会問題に対する対策の強化などが盛り込まれている。

II 改正の背景

中国では、法的には、18歳以上が成人であり、

未成年者とは、18歳未満の中国公民を指す。^(注3)

中国は人口大国であり、改正法の対象となる未成年人口も膨大な数にのぼる。近年の総人口、未成年人口及びその割合の推移は、表1のとおりである。^(注4)

総人口が増加し続ける一方で、未成年人口が減少し、未成年人口が総人口に占める割合も減少していることがわかる。この点について、中国では、いわゆる「一人っ子政策」を推進してきた成果との評価がなされている。^(注5)

表1 最近の中国の総人口及び未成年人口の推移

年	総人口 (億人)	未成年人口 (億人)	未成年人口 / 総人口
1990年	11.31	3.83	33.9%
2000年	12.43	3.45	27.8%
2005年	13.08	3.41	26.1%

(出典) 于建偉「未成年者保護法改正の背景、過程及び重要な意義」「中国人民代表大会ネット」2007.1.8<<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=Wxzlk&id=356288&pdmc=1129>>

近年の未成年者をめぐる状況には、かつてない大きな変化が見られる。例えば、農村から都市へと大量の労働力が移動し、都市で働く農民(「流動人口」と呼ばれる)が急増した。家族全員が都市に出る場合も多く、流動人口中の未成年者に対する教育や福祉対策が十分になされていないことが問題とされている。父母が都市に出稼ぎに出たため、多くの未成年者が農村に残されていることも社会問題となっている。^(注6)

また、インターネットが急速に普及して、未成年者に大きな影響を及ぼすようになっており、何らかの対策をたてる必要が生じている。2005年末現在で、中国のインターネット人口は

1億2400万人に達し、うち未成年者は約2000万人といわれる。そのうちの約250万人は、ネット中毒に陥っているとの推計もある^(注7)。インターネット・カフェに入り浸り、ゲームやチャットに熱中して、勉強がおろそかになってしまうのが、ネット中毒の典型的なパターンである。

このほかにも、新たに生じた未成年者をめぐる諸問題に対処すべく、改正法は様々な規定を設けている。

III 改正法の内容

改正法は、第1章：総則、第2章：家庭による保護、第3章：学校による保護、第4章：社会による保護、第5章：司法による保護、第6章：法的責任、第7章：附則の全7章72か条からなる。旧法と章立ては同じだが、それが全56か条であったのと比べて、大幅に条項が増えている。

以下、新たに盛り込まれた部分を中心として、改正法の主な内容を紹介する。

(1) 人権の尊重

未成年者は、生存する権利、発達する権利、保護を受ける権利、参加する権利を有する。国は、未成年者の合法的な権利が侵害されないよう、未成年者を保護しなければならない(第3条)。

また、未成年者は、性別、民族、人種、家庭の貧富及び信仰等の別なく、平等な権利を享受する(第3条)。

(2) 教育を受ける権利の尊重

未成年者の権利の中で、改正法が最も重視しているのは、教育を受ける権利である。

国、社会、学校、家庭^(注8)は、未成年者の教育を受ける権利を尊重し、保障しなければならない(第3条)。

また、各レベルの人民政府は、経済状態が困

難な家庭の未成年者、身体に障害を有する未成年者、出稼ぎ家庭の未成年者が、義務教育を受けられることができるよう、措置を講じなければならないとしている(第28条)。教育から疎外される傾向にある、これらの未成年者に特に言及して、その権利の保障をうたっている。

(3) 差別の禁止

品行上の欠点や学習上の困難がある生徒に対しては、忍耐をもって教育し、助力すべきであり、差別してはならないとしている(第18条)。また、この延長上にある方針として、法律と国の規定に違反して、恣意的に退学させることは禁じられている(第18条)。

罪を犯した未成年者が、拘留を解かれて、復学し、進学し、就業する場合は、一切の差別が禁止される(第57条)。

(4) インターネット中毒対策

改正法は、未成年者がインターネット中毒に陥るのを予防するために、国に対して、未成年者の健全な成長に役立つインターネット製品の研究開発を奨励するよう求めている。また、未成年者がインターネット中毒になるのを防止する新技術の開発と普及に努めるべきことを規定している(第33条)。

また、改正法は、学校の周辺に、営利を目的とするディスコ、ゲームセンター、インターネット・カフェなど、未成年者にとって好ましくない施設を設けることを禁じている(第36条)。この規定に違反した場合は、施設を閉鎖し、行政罰を科するとしている(第66条)。

これらの施設が学校から離れた場所にあり、許可を受けている場合であっても、経営者は、未成年者の入場を許してはならず、未成年者の入場を禁止する旨の掲示を、人が容易に気づく場所に掲げなければならない。客が成人かどうか判然としない場合は、身分証明書で確認しな

なければならない(第36条)。この規定に違反した場合は、行政の主管部門が改善を命じるとともに、行政罰を科するとしている(第66条)。

(5) 学校での安全確保

学校、幼稚園、託児所では、各種災害、伝染病、食中毒、突発的な傷害などに備えて、対応策を定め、対処に必要な施設を整え、随時訓練を行って、未成年者が自らを護る意識と能力を強化するよう導くべきことを定めている(第23条)。また、これらの突発的な事件が、公共の場所で発生した場合は、未成年者を優先的に救護すべきことが規定されている(第40条)。

(6) 学業負担の軽減

入試競争が激しい中国では、生徒に課せられる過度の学習負担が問題となっている。改正法は、学校と父母が協力して、生徒の睡眠、娯楽、運動の時間を確保し、生徒が過大な学習負担に苦しむことがないようにすべきことを規定している(第20条)。

(7) 犯罪行為の予防

公安機関は、学校周辺の治安、交通秩序を維持し、未成年者の権利を侵害する犯罪行為の防止に努めるべきことが規定されている(第42条)。未成年者に対する誘拐、人身売買、虐待、性的侵害は厳禁されている。また、未成年者を脅し、そそのかし、利用して、物乞いや心身の健康に害を与える実演を行わせることも禁止している(第41条)。

IV 改正法の意義

中国では、都市と農村との間の格差、都市の中の貧富の格差、沿海東部と内陸中西部の間の地域間格差など、近年の経済発展過程で生じた様々な格差を克服し、「調和社会」を築くことが重要な政策的課題とされている。^(注9)

改正法は、すべての未成年者が同等の社会的権利を有することを宣言し、社会全体にその権利の保障を求めている。未成年者が平等な立場で成長することができる社会的条件の整備は、「調和社会」実現の不可分の一環と位置づけられている。^(注10)改正法は、「調和社会」建設という現政権の基本方針に沿う形で、その理念を踏まえてまとめられたものである。

あわせて、急速に高齢化社会へと向かう中国において、近い将来、社会の根幹を担う未成年者が、「未来の建設者」、「社会主義事業の後継者」^(注11)として、順調に成長してもらいたいとの願望も、改正法には込められているといえよう。

注

*インターネット情報はすべて2007年4月10日現在である。

- (1) 改正法の全文は、『人民日報』2007.1.10等に掲載されている。
- (2) 于建偉「未成年者保護法改正の背景、過程及び重要な意義」『中国人民代表大会ネット』2007.1.8<<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=356288&pdm=1129>>
- (3) 改正法第2条。なお、中国の「公民」は、中華人民共和国の国籍を有する者の総称である(中華人民共和国憲法第33条)。
- (4) 于前掲(注2)参照。1990年、2000年の数値は、第4回及び第5回全国人口調査による。2005年の数値は、1%抽出人口調査による。
- (5) 同上。確かに、「一人っ子政策」は、総人口増加のペースを抑制するのに貢献したと考えられるが、その一方で、中国が急速に高齢化社会への道をたどっていることを、これらの数値は示している。
- (6) 中国では、厳格な戸籍制度がとられていることから、農村戸籍を持つ農民が都市に移住して労働に従事するためには、戸籍上の手続きが必要である。しかし、実際には、正規の手続きを踏まないで、都市で働く農民も多い。流動人口の中でも、不法に都市に流入

- した農民の子女が、とりわけ正規の教育を受けることが困難で、それが社会問題となっている。この点については、例えば、張海英著、飯田哲也訳「中国『農民工』子女の義務教育問題と政府の責任」『立命館産業社会論集』Vol.41, No.4, 2006. 3, pp.155-166参照。
- (7) 「学校周辺のインターネット・カフェを禁止」『人民日報』2006.12.30.
- (8) 中国の初等・中等教育は、一般的に、小学校（6年間）、初級中学校（3年間）、高級中学校（3年間、日本の高等学校に相当）で行われる。このうち、小学校、初級中学校の9年間は、義務教育である。
- (9) 「調和社会」建設の方針は、2007年3月に開催され

た第10期全国人民代表大会第5回会議で、温家宝首相が行った「政府活動報告」でも強調されている。「調和社会」は、「社会が調和を保って安定し、国民が安心して暮らしながら生業に励むことができるような社会」とされる。「温家宝総理の政府活動報告(四)」
「人民ネット日本語版」2007.3.16.

<http://j.peopledaily.com.cn/2007/03/16/jp20070316_68861.html>

(10) 于前掲（注2）参照。

(11) 同上。

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）

中華人民共和国未成年者保護法

(1991年9月4日第7期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で制定、
2006年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第25回会議で改正)

鎌田 文彦訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 家庭における保護
- 第3章 学校における保護
- 第4章 社会における保護
- 第5章 司法における保護
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 未成年者の心身の健康を保護し、その合法的権利を保障し、その品性、知力及び体力等の全面的な発達を促し、並びに理想、道徳、文化及び規律を具えた社会主義の建設者及び後継者を育成することを目的として、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 この法律にいう未成年者とは、18歳未満の公民を指す。

第3条 未成年者は、生存する権利、発達する権利、保護を受ける権利及び参加する権利等の権利を有する。国は、未成年者の心身の発達の特性に基づいて、特別に優先的な保護を行うものとし、未成年者の合法的な権利の侵害を防止しなければならない。

未成年者は、教育を受ける権利を有する。国、社会、学校及び家庭は、未成年者の教育を受ける権利を尊重し、保障しなければならない。

未成年者は、性別、民族、人種、家庭の貧

富及び宗教信仰等の別なく、平等な権利を享受するものとする。

第4条 国、社会、学校及び家庭は、未成年者に対して、理想教育、道徳教育、文化教育、紀律教育及び法制教育、並びに愛国主義、集団主義及び社会主義の教育を行い、かつ祖国、人民、労働、科学及び社会主義道徳への愛、並びに資本主義、封建主義及びその他の腐敗思想による侵蝕への反対を唱導しなければならない。

第5条 未成年者の保護は、次の原則に基づいて行うものとする。

- (1) 未成年者の人格の尊厳の尊重
- (2) 未成年者の心身の発達の段階及び特性への配慮
- (3) 教育及び保護の両立

第6条 未成年者の保護は、国の機関、軍隊及び警察（訳注：原語は「武装力量」）、政党、社会团体、企業及び事業体、都市及び農村の基層大衆自治組織（訳注：都市の居民委員会、農村の村民委員会）、未成年者の後見人、並びに他の成年公民の共同の責任とする。

未成年者の合法的な権利を侵害する行為に対して、あらゆる組織及び個人は、それを予防し、阻止し、又は関係部門に告訴し、告発する権利を有する。

国、社会、学校及び家庭は、未成年者が自らの合法的な権利を護り、自己保護の意識及び能力を強化し、並びに社会的責任感を強化

するよう、未成年者を教育し、助力しなければならない。

第7条 中央及び地方の各レベルの国の機関は、それぞれの職責の範囲内で、未成年者を保護しなければならない。

国務院及び地方の各レベルの人民政府は、関係部門を指導して、未成年者の保護に万全を期さなければならない。未成年者保護を、国民経済社会発展計画及びその年度計画に盛り込むと共に、そのための経費をそれぞれのレベルの政府予算に計上しなければならない。

国務院並びに省、直轄市及び自治区人民政府は、関係部門が協調して未成年者を保護することができるよう、組織上の措置を講じなければならない。具体的な組織については、国務院並びに省、直轄市及び自治区人民政府が定めるものとする。

第8条 共産主義青年団、婦女連合会、工会(訳注：労働組合)、青年連合会、学生連合会、少年先鋒隊(訳注：共産主義青年団が指導する少年児童組織)及びその他の関係社会団体は、各レベルの人民政府の未成年者保護活動に協力し、未成年者の合法的な権利を保障しなければならない。

第9条 各レベルの人民政府及び関係部門は、未成年者保護活動において顕著な成果を挙げた組織及び個人を表彰し、褒賞を与えるものとする。

第2章 家庭における保護

第10条 父母又は他の後見人は、良好で親密な家庭環境を作り、未成年者への監督保護の責任及び養育の義務を果たさなければならない。

未成年者に対して家庭内で暴力を振るうことを禁止する。未成年者を虐待し、遺棄することを禁止する。間引きその他の嬰兒に対する残虐行為を禁止する。女性の未成年者及び障害を有する未成年者に対する差別を禁止する。

第11条 父母又は他の後見人は、未成年者の身体及び心理の状態並びに行動習慣に注意し、健全な思想、良好な品性及び適切な方法によって、未成年者を教育し、影響を及ぼし、未成年者が心身の健康に有益な活動を行うよう導くとともに、喫煙、飲酒、放浪、インターネット中毒、賭博、薬物乱用及び売春などの行為に走るのを予防し、阻止しなければならない。

第12条 父母又は他の後見人は、家庭教育についての知識を習得し、監督保護の責任を確実に果たし、未成年者を養育し、教育しなければならない。

関係する国の機関及び社会団体は、未成年者の父母又は他の後見人に対して、家庭教育の指導を行わなければならない。

第13条 父母又は他の後見人は、未成年者の教育を受ける権利を尊重し、学齢期の未成年者が学校に入学し、義務教育を受けて、これを修了するよう導かなければならない。義務教育を受けている未成年者を、中途退学させてはならない。

第14条 父母又は他の後見人は、未成年者の権利に関係する決定を下す場合は、未成年者の年齢及び知力の発達状況に応じて、本人にそのことを告げたうえで、意見を聴かなければならない。

第15条 父母又は他の後見人は、未成年者の結婚を許可し、又は強制してはならず、また未成年者の婚約を取り決めてはならない。

第16条 父母が、出稼ぎ労働その他の理由で、未成年者への監督保護の責務を果たすことができない場合は、その能力のある他の成人に後見を委託しなければならない。

第3章 学校における保護

第17条 学校は、国の教育方針に基づいて、資質教育（訳注：原語は「素質教育」。創造精神と実践能力を重視する教育）を実施し、教育の質を高め、生徒の独立思考能力、創造力及び実践力を涵養し、生徒の全面発達を促進しなければならない。

第18条 学校は、生徒の教育を受ける権利を尊重し、生徒に関心を持ち、愛情を注がなければならない。品行に欠点があり、学習に困難を抱える生徒に対しては、辛抱強く教育し、助力しなければならない。差別し、又は法律及び国の規定に違反して除籍してはならない。

第19条 学校は、生徒の心身の発達の特性に応じて、社会生活の指導、精神衛生の指導及び思春期教育を行わなければならない。

第20条 学校は、父母又は他の後見人と協力して、生徒の睡眠、娯楽及び運動の時間を確保しなければならない。過度の学習の負担を課してはならない。

第21条 学校、幼稚園及び託児所の教職員は、未成年者の人格の尊厳を尊重しなければならない。未成年者に対して体罰又はこれに類する行為など、人格の尊厳を損なう行為を行ってはならない。

第22条 学校、幼稚園及び託児所は、安全確保のための制度を設け、未成年者に対する安全教育を強化し、未成年者の人身の安全を保障する措置をとらなければならない。

学校、幼稚園及び託児所は、未成年者の人身の安全及び健康に危険が及ぶような校舎、施設又は場所で教育活動を行ってはならない。

学校及び幼稚園は、未成年者が、集会、文化活動、レクリエーション活動及び社会実践活動などの集団行動に参加する機会を積極的に作り、未成年者の健全な成長を促すようにしなければならない。その際、人身の安全にかかわる事故の発生を防止しなければならない。

第23条 教育行政等の部門並びに学校、幼稚園及び託児所は、必要に応じて、各種災害、伝染性疾病、食中毒及び予想外の怪我などの突発的な事件への対応策を定め、相応の施設を用意し、必要な訓練を実施して、未成年者の自己防衛の意識及び能力の強化をはからなければならない。

第24条 学校は、校内又は学校主催の校外活動において、生徒の人身傷害事故が発生した場合は、速やかに救護し、適切に対処しなければならない。かつ速やかに関係部門に報告しなければならない。

第25条 学校で教育を受ける中で、深刻な不良行為が見られる生徒に対して、学校及び父母又は他の後見人は、協力して矯正をはからなければならない。しつけることができず、矯正の効果があがらない場合は、関係規定に基づいて、専門学校（訳注：矯正教育を行う専門の学校）に送り、教育の継続をはかることができる。

専門学校を設置している地方人民政府は、専門学校運営のための条件を整備し、その教育行政部門は、専門学校に対する管理及び指導を強化し、他の関係部門は、専門学校に援助及び協力を行わなければならない。

専門学校は、在校して学習している生徒に対して、思想教育、文化教育、紀律教育、法制教育、労働技術教育及び職業教育を行わなければならない。

専門学校の教職員は、生徒に関心を持ち、愛情を注いで、尊重しなければならず、蔑視したり、疎んじたりしてはならない。

第26条 幼稚園では、保育及び教育活動を適切に行い、児童の体力、知力及び品行等の調和のとれた発達を促さなければならない。

第4章 社会における保護

第27条 社会全体で、未成年者を尊重し、保護し、教育する良好な風潮を確立しなければならない。社会全体が、未成年者に関心を持ち、愛情を注がなければならない。

国は、社会团体、企業、事業体及びその他の組織並びに個人が、未成年者の健全な成長を促す多様な社会活動を行うことを奨励するものとする。

第28条 各レベルの人民政府は、未成年者の教育を受ける権利を保障しなければならず、経済状態が困難な家庭の未成年者、身体に障害を有する未成年者、又は出稼ぎ家庭の未成年者等が義務教育を受けることができるよう、措置を講じなければならない。

第29条 各レベルの人民政府は、未成年者の文化生活に相応しい活動の場所及び施設を建設し、改善しなければならない。また社会が未成年者に適した活動の場所を設けることを奨

励し、かつその管理を強化しなければならない。

第30条 愛国主義教育基地（訳注：愛国教育を行う場として中国共産党が指定した記念館、博物館等）、図書館、青少年宮（訳注：青少年育成のために各地に設けられている校外教育施設）、児童活動センターは、未成年者に無料で開放しなければならない。博物館、記念館、科学技術館、展覧館、美術館、文化館、映画館、劇場、運動場、体育館、動物園及び公園等の場所は、関係規定に基づき、未成年者に無料又は割引料金で開放しなければならない。

第31条 県レベル以上の人民政府及びその教育行政部門は、学校が休日休暇期間中、その文化体育施設を、未成年者に無料又は割引料金で開放することを奨励し、支持する措置を講じなければならない。

地域自治組織（原語は「社区」。コミュニティーの意）が設置している公益的なインターネット接続サービス施設は、未成年者に対して無料又は割引料金で開放し、未成年者に安全で健康的なインターネット接続サービスを提供しなければならない。

第32条 国は、新聞、出版、情報産業、ラジオ、映画、テレビ及び文芸等の組織並びに作家、芸術家、科学者及びその他の公民が、未成年者の健全な成長に役立つ作品を創作し、提供することを奨励するものとする。専ら未成年者を対象とし、内容が健全な図書、雑誌、音響映像作品、電子出版物及びインターネット情報等の出版、制作及び伝達を、国は保護するものとする。

国は、科学研究組織及び科学技術団体が、未成年者に対して科学知識普及活動を展開す

ることを奨励するものとする。

第33条 国は、未成年者がインターネットに耽溺することを防止する措置を講じなければならない。

国は、未成年者の健全な成長に役立つインターネット製品の研究開発を奨励し、未成年者がインターネットに耽溺することを防止するための新技術の普及をはからなければならない。

第34条 いかなる組織及び個人も、猥褻、暴力、殺人、テロリズム及び賭博などに関する、未成年者を害する図書、雑誌、音響映像作品、電子出版物及びインターネット情報等を制作し、又は未成年者に販売し、貸し出し、若しくは他の方法で伝達してはならない。

第35条 未成年者が用いる食品、薬品、玩具、用具及び遊具等は、国の規格又は業界の規格に適合するものでなければならず、未成年者の安全及び健康に有害なものであってはならない。注意事項を表示する必要がある場合は、人が容易に気づく場所に表示しなければならない。

第36条 学校の周辺に、営利を目的とするディスコ、ゲームセンター及びインターネット接続サービス施設など、未成年者の活動に相応しくない場所を設けてはならない。

営利を目的とするディスコ、ゲームセンター及びインターネット接続サービス施設など、未成年者の活動に相応しくない場所に、未成年者を入場させてはならない。経営者は、人が容易に気づく場所に、未成年者の入場を禁止する旨を掲示しなければならない。成年かどうか判断が難しい場合は、身分証の呈示を求めなければならない。

第37条 未成年者への酒、タバコの販売を禁止する。経営者は、人が容易に気づく場所に、未成年者に酒、タバコを販売しない旨を掲示しなければならない。成年かどうか判断が難しい場合は、身分証の呈示を求めなければならない。

いかなる者も、学校、幼稚園及び託児所の教室、寝室、集会室及びその他未成年者が集まって活動する場所で、喫煙し、又は飲酒をしてはならない。

第38条 いかなる組織及び個人も、16歳未満の未成年者を雇用してはならない。ただし、国が別に規定を設けている場合を除く。

いかなる組織及び個人も、16歳以上18歳未満の未成年者を、国の関係規定に基づいて雇用する場合は、職種、労働時間、労働強度及び保護措置等に関する国の規定を履行しなければならず、過重、有毒、有害等未成年者の心身の健康に危害を及ぼす労働、又は危険な作業に従事させてはならない。

第39条 いかなる組織及び個人も、未成年者のプライバシーを侵害してはならない。

未成年者の手紙、日記及び電子メールについては、いかなる組織及び個人も、隠匿し、又は破棄してはならない。犯罪捜査の必要から、公安機関若しくは人民検察院が、法に従って捜索を行う場合、又は行為能力のない未成年者の手紙、日記及び電子メールを、父母若しくは他の後見人が代理で開き、点検する場合を除いては、いかなる組織及び個人も、それらを開き、点検してはならない。

第40条 学校、幼稚園及び託児所並びに公共の場所で、突発的な事件が発生した場合は、未成年者を優先的に救護しなければならない。

第41条 未成年者の誘拐、売買及び虐待を禁止する。未成年者に対する性的侵害を禁止する。

未成年者を脅迫し、そそのかし、若しくは利用して、物乞い行為をさせ、又は未成年者を組織して、その心身の健康に有害な実演等の活動を行わせることを禁止する。

第42条 公安機関は、学校周辺の治安及び交通秩序を維持し、未成年者の合法的な権利を侵害する違法犯罪行為を防止し、阻止するために、強力な措置を講じなければならない。

いかなる組織及び個人も、教育の秩序をみだし、又は学校、幼稚園及び託児所の用地、校舎及び施設を占拠し、破壊してはならない。

第43条 県レベル以上の人民政府及びその民政部门は、必要に応じて救援施設を設置して、放浪し、又は物乞いを行うなど、生活の寄る辺のない未成年者を救助し、臨時的な保護に責任を負わなければならない。公安部門又はその他の関係部門は、放浪し、物乞いを行い、又は家出をした未成年者を救援施設に送り届けなければならない。救援施設では、保護された未成年者に助力し、適切な世話をを行い、速やかに父母又は他の後見人に通知して、引渡しの手配をしなければならない。

孤児、父母又は他の後見人が不明な未成年者及びその他生活の寄る辺のない未成年者については、民政部门が設置した児童福祉施設が受け入れて、養育するものとする。

未成年者の救援施設、児童福祉施設及びその職員は、法に従って職責を履行しなければならない。未成年者を虐待し、又は蔑視してはならない。施設への受入れ及び養育の過程で、不当な利益を得てはならない。

第44条 衛生部門及び学校は、未成年者に衛生保健及び栄養についての指導を行い、衛生保

健上必要な条件を整備して、疾病予防に万全を期さなければならない。

衛生部門は、児童への予防接種事業に万全を期さなければならない。国の免疫計画プロジェクトに含まれる予防接種は、無料で実施するものとする。児童に広く見られる病気及び多発する病気については、積極的な予防及び治療を行い、伝染病予防事業に対する管理監督を強化し、幼稚園及び託児所に対する衛生保健上の業務指導及び検査監督を強化しなければならない。

第45条 地方の各レベルの人民政府は、託児事業の積極的な発展をはかり、託児所及び幼稚園を適切に運営するとともに、社会团体及び個人による、授乳室、託児所及び幼稚園の設立を支持しなければならない。

各レベルの人民政府及び関係部門は、多様な形で、幼稚園及び託児所の保育要員を養成し、訓練し、その職業道徳及び業務能力を向上させなければならない。

第46条 国は、未成年者の知的成果及び名誉が侵害されないよう保護しなければならない。

第47条 規定の年限の義務教育を修了して進学しない未成年者に対して、政府の関係部門、社会团体、企業及び事業体は、状況に応じて職業教育を実施し、就業に必要な条件を整えることができるようにしなければならない。

第48条 居民委員会及び村民委員会は、関係部門と協力して、犯罪を犯した未成年者を教育し、救済しなければならない。また、未成年者の合法的な権利を侵害する違法犯罪行為を防止し、阻止しなければならない。

第49条 未成年者の合法的な権利が侵害された

場合は、被害者、その保護者並びにその他の関係する組織及び個人は、関係部門に訴える権利を有する。関係部門は、法に基づいて、速やかに対応しなければならない。

第5章 司法における保護

第50条 公安機関、人民検察院、人民法院及び司法行政部門は、法に基づいて職責を履行し、司法活動において、未成年者の合法的な権利を保障しなければならない。

第51条 未成年者の合法的な権利が侵害されたとして、人民法院に訴訟が提起された場合は、人民法院は、速やかに審理を行い、未成年者の身体及び心理の特性に応じ、かつ健全な成長に配慮しつつ、未成年者の合法的な権利を保障しなければならない。

司法活動において、法律援助組織及び人民法院は、法律援助及び司法救助を必要とする未成年者に助力するものとし、法的手続きに関して援助し、又は司法上の救済措置をとらなければならない。

第52条 人民法院が相続案件を審理する場合は、未成年者の相続権及び受遺贈権を保障しなければならない。

人民法院が、離婚案件の審理において、未成年者の養育の問題を扱う場合は、意思表示の能力のある未成年者の意見を聴取しなければならない。子女の権利を保障する原則及び双方の具体的な状況に基づいて、法に従って対処しなければならない。

第53条 父母又は他の後見人が後見の責務を果たさず、又は後見を受ける未成年者の合法的な権利を侵害して、教育によってもその態度を改めない場合は、人民法院は、関係者又は関係組織の申請に基づいて、後見人の資格を

取り消し、他の後見人を指定することができる。後見の資格を取り消された父母は、従来どおり養育費用を負担しなければならない。

第54条 犯罪を犯した未成年者には、教育、感化及び救済の方針をとり、教育を主とし、懲罰を従とする原則を堅持しなければならない。

犯罪を犯した未成年者に対する処罰は、軽重の軽い方を適用し、軽減し、又は免除するものとする。

第55条 公安機関、人民検察院及び人民法院が、未成年者の犯罪案件又は未成年者の権利の保障に関する案件を扱う場合は、未成年者の心身の発達の特性に配慮し、その人格の尊厳を尊重し、その合法的な権利を保障しなければならない。かつ必要に応じて専門の組織を置き、又は専門家を指定して対応しなければならない。

第56条 公安機関及び人民検察院が、未成年の犯罪容疑者を尋問し、又は未成年の証人及び被害者から聴取を行う場合は、後見人に立会いを求めなければならない。

公安機関、人民検察院及び人民法院が、未成年者が性的侵害を被った刑事案件を扱う場合は、被害者の名誉を護らなければならない。

第57条 未成年者を拘留し、服役させる場合は、成人とは区別して収監しなければならない。

拘留し、服役させる未成年者が、義務教育を修了していない場合は、義務教育を実施しなければならない。

拘留を解き、又は刑期を終えた未成年者の復学、進学及び就職については、一切の差別を禁止する。

第58条 未成年者の犯罪案件をめぐって、新聞、テレビ、公開出版物又はインターネット等に、当該未成年者の氏名、住所、写真、画像、映像又は当該未成年者を識別することができる資料を掲載してはならない。

第59条 未成年者の深刻な不良行為の矯正及び犯罪行為の防止については、未成年者犯罪予防法の規定に基づいて実施するものとする。

第6章 法的責任

第60条 この法律の規定に違反して、未成年者の合法的な権利を侵害した場合、他の法律又は法規に、該当する行政処罰の規定があるときは、その規定に従う。人身及び財産の損失又はその他の損害をもたらした場合は、民事責任を負うものとする。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

第61条 国の組織及びその職員が、未成年者の合法的な権利を保障する責務を履行しない場合、未成年者の合法的な権利を侵害した場合、又はそのような状況を申し立て、告訴し、若しくは告発した者に打撃を与え、報復した場合は、当該組織又は上級組織が改善を命じ、かつ直接的な責任を負う主管者及び他の直接的な責任者に対して、行政処分を科するものとする。

第62条 父母又は他の後見人が、後見の責務を果たさず、又は未成年者の合法的な権利を侵害した場合は、所属組織、居民委員会又は村民委員会が改善を勧告し、このような行為を防止しなければならない。治安管理中に違反する行為に及んだ場合は、公安機関が行政罰を科するものとする。

第63条 学校、幼稚園及び託児所が未成年者の

合法的な権利を侵害した場合は、教育行政部門又は他の関係部門が改善を命じるものとする。罪状が重大な場合は、直接的な責任を負う主管者及び他の直接的な責任者に対して、法に従って処分を科するものとする。

学校、幼稚園及び託児所の教職員が、未成年者に体罰又はこれに類する行為など、人格の尊厳を損なう行為を行った場合は、所属組織又は上級組織が改善を命じるものとする。罪状が重大な場合は、法に従って処分を科するものとする。

第64条 猥褻、暴力、殺人、テロリズム及び賭博などに関する図書、雑誌、音響映像作品、電子出版物及びインターネット情報等を制作し、又は未成年者に販売し、貸し出し、若しくは他の方法で伝達した場合は、主管部門が改善を命じるとともに、法に従って行政罰を科するものとする。

第65条 未成年者が用いる食品、薬品、玩具、用具及び遊具等を、国の規格又は業界の規格に違反して生産し、販売した場合は、又は注意事項を、人が容易に気づく場所に表示しなかった場合は、主管部門が改善を命じるとともに、法に従って行政罰を科するものとする。

第66条 学校の周辺に、営利を目的とするディスコ、ゲームセンター及びインターネット接続サービス施設など、未成年者の活動に相応しくない場所を設けた場合は、主管部門が閉鎖させるとともに、法に従って行政罰を科するものとする。

営利を目的とするディスコ、ゲームセンター及びインターネット接続サービス施設など、未成年者の活動に相応しくない場所に、未成年者を入場させた場合、又は人が容易に気づく場所に、未成年者の入場を禁止する旨

を掲示しなかった場合は、主管部門が改善を命じるとともに、法に従って行政罰を科するものとする。

第67条 未成年者に酒、タバコを販売し、又は人が容易に気づく場所に、未成年者に酒、タバコを販売しない旨を掲示しなかった場合は、主管部門が改善を命じるとともに、法に従って行政罰を科するものとする。

第68条 法律に違反して16歳未満の未成年者を雇用した場合、又は16歳以上の未成年者を雇用して、過重、有毒、有害等未成年者の心身の健康に危害を及ぼす労働、又は危険な作業に従事させた場合は、労働保護部門が改善を命じるとともに、罰金を科するものとする。罪状が重大な場合は、工商行政管理部門が営業許可を取り消すものとする。

第69条 未成年者のプライバシーを侵害し、治安管理に違反する行為を行った場合は、公安機関が、法に従って行政罰を科するものとする。

る。

第70条 未成年者の救援施設、児童福祉施設及びその職員が、未成年者に対する救援及び保護の職責を履行せず、未成年者を虐待し、若しくは蔑視し、又は施設への受入れ及び養育の過程で不当な利益を得た場合は、主管部門が改善を命じるとともに、法に従って処分を科するものとする。

第71条 未成年者を脅迫し、そそのかし、若しくは利用して、物乞い行為をさせ、又は未成年者を組織して、その心身の健康に有害な実演等の活動を行わせた場合は、公安機関が、法に従って行政罰を科するものとする。

第7章 附則

第72条 この法律は、2007年6月1日から施行する。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)